

# 総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年6月23日（金） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 田村委員長・松岡副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・  
有田委員・早川委員・西村委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・釧物次長
8. 協議事項  
6月定例会本会議（6月20日）から付託された事件（議案5件）
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時02分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年6月23日

総務産業常任委員長

田 村 大治郎

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

**田村委員長** 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 5 件について、審査を行います。それでははじめに、議案第 4 号「長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野企画総務部長** 去る 6 月 9 日、今 6 月定例会初日に市長が申しあげました提案説明及び議案参考資料 1 ページに記載のとおりでありまして、特に補足すべきことはございません。

**田村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田中委員** この改正案についてです。この改正案は長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例における令和 2 年 10 月 5 日公布の附則を削除するものですが、職員の新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、近々に行われた措置に係る作業で、規則で定めるものに従事した事例は現在どのような状況でしょうか。お伺いいたします。

**椎葉総務課長** 規則で定めるものに従事したってということで、規則に定めておりますのが、新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いのある者の救護、または移送ってということでございます。それとあと、患者等からの検体の採取、またはこれを補助する業務、それと新型コロナウイルス感染症の病菌が付着し、または付着している疑いがある物件の消毒、または処分ってということにしておりまして、これまでのところ、消防職員ですとかあと検査センターを開設しておりますので、その時に検体に触れるっていうか、そういった従事した職員、それとあと保育園などの施設管理者、管理する担当職員、こちらのほうが支給の対象となっております。

**田中委員** この条例改正が行われた場合なんですが、旧条例の特殊勤務手当はいつまでが適応でしょうかお伺いいたします。

**椎葉総務課長** この条例の施行期日については公布の日っていうことになっておりますので、7 月 4 日議決後になります。

**田中委員** 今後なのですが、新型コロナウイルス感染症の流行により職員が感染症対応を行う場合は、もう従来の感染症防疫作業手当を適用するってことになるのでしょうか。

**椎葉総務課長** 今回この新型コロナウイルスの特例を廃止しますので、通常の感染症の対応ってことになります。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第4号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手 多数です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第5号「長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野企画総務部長** それでは補足説明を申し上げます。去る6月9日、今6月定例会初日に市長が申しあげました提案説明及び議案参考資料2ページに記載のとおり、省令の改正に伴い、条例第3条に規定します承認地域経済牽引事業計画に基づく施設設置の期限を令和7年3月31日まで2年延長する条例改正となっておりますが、令和5年4月1日以降、同法に基づきます地域経済牽引事業計画を山口県に提出された事業者はございませんので、現在、本市において本条例に該当する固定資産税の特例を適用する事業者はございません。

**田村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田中委員** ちょっとすいません。補足説明にありました省令というのは内容についてちょっと詳しくお願いできますでしょうか。

**林税務課長** 省令につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体を定める省令でありまして、長門市もこの総務省令のほうで地方交付税の算定に75%、4分の3ほど返ってくるわけですが、それに当てはまることになっております。

**田中委員** 先ほどの補足説明では市内に対象事業者がないということなのですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条によって、課税の特例が受けられ、第26条地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置により、地方で自治体の判断で対象事業者に3年間固定資産税免除の措置を行うことができるということなのですが、本条例が施行された令和元年6月の定例会で、県により有限会社長門ホテルマネジメントと長門湯守株式会社が計画の承認を受けたとの答弁がありました。現在この2社が

対象となっていますが、今回これ以降は施設設置対象となる期間の延長については、この 2 社が対象になるということではないということによろしいでしょうか。

**林税務課長** 従前の 2 社につきましては対象外でございます。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 5 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

**田中委員** ではちょっと副市長に 1 点だけお願いします。令和元年 6 月 13 日の総務民生委員会で大谷副市長は、この条例を施行するにあたり、残り 5 年間の経過期間内ではあるが、ぜひ製造業の分野でもチャレンジしていただき、この特例を受けて地域経済が好循環を起こすような取り組みを市としては大いに期待していると述べられています。また担当課からは、企業ヒアリングや企業訪問等を通じてこの制度周知をしっかりと取り組んで広げていきたいと述べられておりますが、冒頭の補足説明で、本年、県の承認を受けた事業者はないということだったんですけども、現在と今後について副市長はどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

**大谷副市長** それではお答えいたします。確かに私、令和元年、5 年前になりますけれども、そのような答弁をいたし、市内の製造業を中心とした企業さんに対して期待を申し上げるという答弁をさせていただいたところでございます。その後、いろいろと担当課も含め、この制度の周知を図ってまいったところではございますが、残念ながら、その後起こりましたコロナ禍という非常事態の中で、本市の地域経済が痛んだわけでございます。その中で何とか事業継続を、という方向に、私どもは注力せざるを得なかった。そういった大きな事情の変化があったことは申し上げたいと思います。そんな中であって、そして今ウィズコロナという時代に入りましたので、まさしくこれからが反転攻勢の時期というふうに考えております。残念ながら今回の省令改正に基づく新規のお申し込みということにはなかったのではございますけれども、引き続き、担当課も含めて、製造業の皆様に対して、この特例がいつまで続くかわかりませんが、今後また延長になることも考えられますので、それに向けて、機運醸成と申しますか、製造業の皆様と手を携えて長門市発展のため尽力して参りたいというふうに考えております。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手 多数です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願い

します。

— 休憩 9:42 —

— 再開 9:43 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第8号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**岩本消防長** 議案第8号につきまして、この度の条例改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴うもので、主な改正内容といたしましては、電気自動車等の普及と車両に搭載されるバッテリーの大容量化に伴い、急速充電設備に関する事項につきまして所要の改正を行うものと、火災予防に関する標識につきまして、健康増進法の一部を改正に伴い、国際標準化機構及び日本産業規格が定めた規格に統一を図るため、所要の改正を行うものです。以上で、補足説明を終わります。

**田村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** 今、補足説明をいただきました。それで、今回のこの条例改正の中で第11条の第2項に急速充電設備というところで変更点を書いてあります。市内には数箇所、電気自動車が登場したときに公共施設とかに充電設備が全くないというのはまずいってということで、早めに設置された急速充電器、たくさんではないですけど設置されてると思うんですけど、この改正によって何か改善を要するもの等が起きるのか、それとも全く設置されてる部分についてはこの条例に対して問題ないのか、確認をしておきたいというふうに思います。

**田村消防予防課長** 市内にある急速充電設備は、全て50キロワット以下となっております。この度の改正で何ら支障はございません。

**田中委員** 今、公共の場の話だったんですけど、今家庭でも急速充電を付けられている家庭があると思うんですが、その家庭への影響というか変更点も特にはないと思ってよろしいでしょうか。

**田村消防予防課長** 家庭の急速充電設備は20キロワット以下のものがほとんどであります。火災予防条例の対象外となっているものがほとんどでございます。

**田村委員長** ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第8号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 9 号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**岩本消防長** 議案第 9 号につきましては、中央消防署に配備しております救急自動車を更新するもので、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定に伴い、5 月 15 日に指名競争入札を執行した結果、山口トヨタ自動車株式会社が落札したことから、契約を締結し財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。以上で、補足説明を終わります。

**田村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないようですので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 10 号「財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**岩本消防長** 議案第 10 号につきましては、消防団に配備の車両は経年劣化等も踏まえ整備計画に基づき更新を行うこととしており、今年度につきましては、日置分団第 2 部隊および向津具分団久津部隊に配備しております消防自動車を更新するもので、5 月 15 日に指名競争入札を執行した結果、有限会社藤中ポンプ店が落札したことから、契約を締結し、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。補足説明は以上です。

**田村委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**西村委員** ちょっとお尋ねしますが、2 台新車が入ったということで、日置第 2 部隊と向津具分団久津部隊は団員が大変喜んでのことだと思います。そこで、新車が 2 台入れば下取り車が 2 台出る。その自動車 2 台とそれに積んである可搬式ポンプ、これを自動車のほうはよく分からないですけど可搬式ポンプについて、田んぼに水をあてたり、漁師の網を洗ったりするのも使えないかなと思うんですが、これをそういう欲しい人がおれば、渡る方法は何かないものでございましょうか、お尋ねいたします。

**岩本消防長** 更新の車両につきましては、以前委員会でも同じような質疑があり、答弁をさせていただきましたが、消防車両等の適切な処分についてということで、消防庁の通知により、テロ対策に伴いまして、解体を目的とした処分等を行って欲しい旨の通知により、本市においてもそのことに従い解体処分と抹消登録を行っているところでございます。次に、小型ポンプにつきましては、委員

の皆さんも団員の方もいらっしゃるのご存じとは思いますが、団員さんが定期的に点検をして整備で使用されておりますが、経年劣化により段々故障等も多くなってきております。それに伴い異常等があれば修理対応しているところですが、経過年数を経過すると修理部品がないといった状況がございます。この度の小型ポンプにつきましても、25年が経過している状況で、機器の故障等による事故等も否定できない状況であり、安全性もちょっと確保できないということから現状廃棄処分としているところでございます。

**重村委員** それでは2点ほどね。今回、小型動力ポンプ付積載車は2台ということですけど、これ計画的に平準化をしていくためにも計画的に補完をされると思うんですけど、入札からすると、例えば今回2台を一括で入札をさせていただきますけど、例えば1台ずつ入札をするということも私は可能なのではないかなというふうに思います。それは1台ずつにするとデメリットもあるでしょうし、メリットもあるのではないかなというふうに思うんですけども、2台一緒に入札をされるという経緯に至っているところっていうのは、背景が何かありましたら教えていただければというふうに思います。

**岩本消防長** 更新年度によりまして、車両が消防ポンプ自動車または今回のような、小型ポンプ積載車という更新がいろいろあると思います。基本的には、今回の積載車につきましては、仕様が全く一緒ということでございまして、例えば仮に機庫の大きさとかそういった状況でシャーシの高さとか、変更しなければならぬ場合は仕様が別になりますので、入札が別になると思います。また、同時期に一緒に入札するというのは近年、車両も、納入が困難になってきておりまして、5年度の年度末に納入可能と今業者から聞いておりますので、もう今回5月にまとめて入札したという経緯がございます。

**重村委員** 私も今度、総務のほうの関係ということで、入札等の審議に加わらせてしてもらおうんですけど、例えば2台一緒に入札されていますけど例えば1台ずつにすればそこにはそのメリットがあると思うんです。例えば競争性がより担保されるとか、たくさんの業者が入札に参加できるんじゃないとか。これ1台ずつのが極端に言うと安価に手に入ることもあるかも知れないし2台一緒のほう安価という可能性もあるかもしれない。そこらあたりは今後、市の財政に関係することでもございますのでどちらがやはり有利なのかと利点があるのかということを追及しながら、今後も毎年多分こういった更新作業というのは行われると思いますので、考えたうえで結論を出していただきたいというふうに申し添えておきたいというふうに思います。それともう1点ですね、今のこの仮契約書によると、納入期限は6年3月29日ということでこの日までに納めるという契約を遂行しないといけないということになっております。3月29日というと、今年度末ということで、実際に現場の消防団にわかるのは令和だから6

年度の当初になるということが予想されますけれども、今年度の事業ですから当然早く納入されれば今年度中に現場の方に配備されるということでしょうけど一応予定としては現場のほうとすれば今年度中に配備までされたいという思いなのか。翌年度に回る可能性が強いというふうに思われているのかそこらあたり確認をさしてもらいたいと思います。

**宮本総務課長** 年度内に納入と聞いておりますので契約書の方に3月29日と記載しておりますが、業者の方からは早めに納入可能と聞いておりますので、年度内の配備を計画しております。

**重廣委員** 1点確認をさせていただきたいんですけど、ポンプのほうですよ。以前私、昔消防の方に所属しております、日置地区と長門地区っていうのは径が違ったイメージがあるんですよ。直径がホース自体の。当然小型ポンプですから連結してますから、最近はまだ統一されてるかどうか、消火栓等もいろいろありますから、まだ日置地区だけ細いのかなとちょっと疑問を持ちましたので確認だけさせてください。

**宮本総務課長** 今、径の違いにつきましては、ホースの大きさが長門、三隅、油谷地区は65mmで日置地区については50mmということで、その他の違いはございません。消火栓につきましては50mmが設置されておりますので、消火栓の中のホースにつきましては50mmがついておりますので、小型ポンプにつきましても吸管のほうは50mmになろうかと思えます。

**岩本消防長** 日置地区につきましては今執行部のほうも説明いたしましたけど、消火栓の口径が50mmということで、消火栓に直結するホースを直結する場合もございまして、日置地区の消防団については50mmその他長門、三隅、油谷については、消火栓65mmなので65mmにホースを配付しているところでございまして。

**重廣委員** 消防車の購入のときにこういう話を聞いていいのかわかりませんが、私の言いたかったのは、連結可能なんですよ。可能の時点の径は当然、大きさ違うわけですよ。以前日置地区もいずれ平準化おかしいですけどよその地区と一緒にすべきじゃないかっていう議論は昔あったと思います。未だに日置地区は50mmを使ってるっていうふうな認識でよろしいんですよ。変更する予定もないわけですよ。その確認だけさせてください。

**田村委員長** お待ちください。質疑が第10号と少し関連はありますけれども違いますので消防長お答えいただいて大丈夫なんでしょうか。

**岩本消防長** 一応消防車につきましては65から50mmの異径の金具等もついております。また仮に水道管のホースを、また径を変えるっていうのも多額の費用を要すると思いますので、また、現状50mmのホースを貸与しているという状況も踏まえまして、現在のところはまだ65mmに変更するという計画はござ

いません。

**田中委員** 以前、消防自動車を取得されるというときにですね一度入札で決まって、それから1度白紙に戻ったということがございました。それが今回起きないように何か注意されたことといたしますか、手立てを取られることはあったでしょうか。

**岩本消防長** 田中委員の質疑につきましては以前、はしご車の入札のことだと思いますが、これにつきましては仮契約後に、業者が倒産したといった状況でありまして、それ以降は、会社の経営状況等も、いろいろ他市とも情報交換しながら、そんなことがないように努めているところでございます。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑はいけないので質疑を終わります。今一度、議案第10号の全般にわたりご質疑はありません。「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑はないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査を終了しました。これで総務産業常任委員会を閉会します。どなたもごくろうさまでした。